

第5回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月4日(水) 午前9時～午前10時30分
- 2 場 所 入間市役所 5階 503会議室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一
委 員 企画部長 加藤 保夫、総務部長 田雑 弘章、環境経済部長 長谷川
功、永瀬 久、小林 由利、中島 克典、
所管課 農業振興課長 平沼 宏之、主幹 浅川 俊之、
事務局 企画部次長 浅見 嘉之、企画課長 玉井 栄治、主幹 亀田 一生、
副主幹 齋藤 謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市農村環境改善センター
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、業務仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」となっており、理由によっては非公募とすることもある。

委員の皆様には、入間市農村環境改善センターの指定管理者候補選定について、どちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

ここで過去の経緯について説明する。農村環境改善センターに指定管理者制度を導入したのは、平成18年4月になる。新規導入時の選定方法は、その他公募によらない方法をとることに相当の理由があるときとして、非公募による選定となった。その理由としては、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」において、「当該公の施設の管理運営を目的として市が主体的に設立した法人等を指定するとき。」及び「公共的団体に委託しており、平成18年度からの指定に

あたっては公募への移行に関し条件整備が整わないと判断されるとき」に該当となったことによる。

次に、2期目の更新では、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」にある「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」に該当になったものである。当時実施した第三者評価においても評価が良かったことから、2期目についても、非公募となり、現指定管理者が引き続き指定を受けることになった。3期目の更新においても事業計画が設置目的に合った事業実施となっており利用者の多様なニーズに対応し、質の高いサービスの提供が図られることなどが評価され、2期目と同様に非公募となっている。なお、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」は、平成27年5月に「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」が策定されたことにより、廃止となっており、今回が現在運用しているガイドライン策定後初めての選定ということになる。

委員長：続いて、所管課である農業振興課の公募非公募についての意見ををお願いしたい。

所管課：施設を所管する農業振興課が考える「入間市農村環境改善センターの選定方法」について説明する。農村環境改善センターは、農業経営の合理化及び農村地域住民の福祉の向上を図ることを目的に設置された施設である。事務局からの説明にもあったが、指定管理者制度を平成18年から導入し、現在3期目であり、3期目の更新にあたってはこれまでの実績が評価されたことから非公募で更新となった。平成27年5月に新たなガイドラインが策定され、「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」の文言がなくなり、選定は原則公募によるとなっていることから、非公募による募集には該当しないものと考えている。現状において、空調設備が故障しており、修繕には来年度途中までかかることが想定されているが、ガイドラインの非公募による選定の理由にある「特別な事情」には該当せず、公募による選定が所管課としての考えである。

委員長：所管課の説明によれば非公募による応募の規定に該当する理由がないとのことで、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」とすることでよろしいか意見や質問をお願いしたい。

委員：過去の更新のことで確認させていただきたいが、平成18年からの1期目の指定管理期間は3年間でよいか。その後の2回目、3回目が5年間でよいか

事務局：そのとおりである。

委員長：他に意見がないようなので、公募として決定してよいか。

委員：よろしい。

委員長：では農村環境改善センターについては、公募として決定する。

(2) 募集要項について

所管課：最初に資料5-1入間市農村環境改善センター募集要項案について説明する。

はじめに1として「指定管理者制度導入の目的」。次に、2「施設の概要」、「基本方針」として、次のことを記載している。

農村環境改善センターは公の施設であり、農業経営の合理化及び農村地域住民の福祉の向上を図るために設置された施設である。その設置目的を踏まえ、安全確保を第一に適正な管理に努めるとともに、施設の利用に際して平等かつ公平な取扱いを行い、市民の信頼に応える必要がある。また、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的効率的な管理運営を目指す必要がある。利用者数は毎年3万人超で推移しており、指定管理者の自主事業参加費収入額についても示している。

次に3「管理基準」として、開館時間や休館日、業務の委託等、保険の加入、管理者等について記載している。4では「業務内容」について、5「経費に関する事項」では、指定管理料についての説明や指定管理料の精算、施設の修繕、使用料等について記載した。6「指定管理料」では平成31年度から35年度までの指定管理料の上限額を示している。なお、平成31年度からの指定管理料について現在の指定管理料と比較して若干増額となっている。その理由は、農村環境改善センターの施設の老朽化により、修繕費を増額したためである。ただし、修繕費については精算項目であることから、残金が発生した場合は市に返還される。7「指定の期間」、8「指定管理者と市との業務役割分担」、9「指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項」を記載した。10「特記事項」として、指定期間中において大規模修繕、その他管理を休止する場合には、指定管理業務及び基本協定書の内容について、指定管理者と協議の上、変更することがあること、また、現在施設の冷暖房空調機器が故障により使用できない状態となっており、今後スケジュールを調整し修繕を予定していることを明記している。11「申請の資格」、12「提出書類」について、特に農村環境改善センターの管理運営に係る事業計画書として、センターの設置目的を効果的に達成し、さらに、効率的に運営できることがわかる内容として提案を求める。13「指定管理者の公募手続き」で今後のスケジュールについて記載した。次に14「選定方法」で選定方法や審査方法、選定基準、審査のポイントを明記している。15「審査項目一覧」として、審査項目の一覧とあわせ各配点を記載した。特に農村環境改善センターの特色から、「基本方針、基本コンセプトの理解」、「利用者サービスの向上」、「自主事業の内容や収支計画」、「施設の管理基準及び管理体制」、「広報・誘客事業の内容と、その取組」について配点を高くしている。この審査項目に沿って審査いただき、配点の合計点を300点満点としており、最低基準点を7割の210点とさせていただいた。

次に業務仕様書（案）について説明させていただく。1「趣旨」、2「管理運営に関する基本的な考え方」として、10項目にわたって記載した。また、8「業

務内容」は、募集要項で示したものをより詳しく記載したものであり、センターの使用許可や使用料徴収に関する業務、センターの維持管理に関する業務、センターの設置目的を達成するために必要な業務、自主事業の企画及び実施、事業報告等について記載している。9「経費等について」では予算の執行や事業報告、経理規程、実地調査について記載した。10「指定管理者が賠償責任を負う範囲」、11「物品・備品の管理等」、12に「業務を実施するに当たっての留意事項」として、利用者に対して公平な運営を行うことや個人情報 の適正な管理のために必要な措置、地域防災計画に基づき避難所に指定されていること等を記載した。また、13で「業務の評価」として、指定管理業務の評価及び評価方法としてセルフモニタリングやモニタリングについて明記した。14「その他」として引継ぎに関することや事業の継続が困難になった場合の措置について明記している。また、別記として貸与備品一覧を掲載している。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について意見や質問はあるか。

委員：特記事項にある空調設備の故障による修繕については市の負担でよいか。

所管課：市で予算措置をして、市の負担において修繕を行う予定である。

委員：光熱水費と修繕費について精算とのことだが、その理由を教えてください。

事務局：指定管理者制度を導入している全ての施設でこのような対応としている。ガイドラインにも記載しているが、光熱水費と修繕費がどのぐらいかかるかは経過してみないとわからない。そのため、年度末に残額があれば返還いただくとしている。

委員：余計にかかった場合はどうなるのか。

委員長：上限額として示しているものであるため、支払いできないということではないか。

事務局：上限額を超えての支払いはできないものである。ただし、指定管理者の責に負えない事情で超えた場合には、支払いも検討するべきであると考えている。

委員：桜山展望台については、今回の指定管理の範囲に含まれるのか。

所管課：桜山展望台は農村環境改善センターの施設には含まれない。

委員：要望にはなるが、空調設備の故障について、現地説明会において応募団体には詳細に説明していただきたい。また、仕様書に記載のある樹木の保全等について、施設の周りは山林になっていることから、どこまでの範囲を管理すべきかを、明確に説明していただきたい。

所管課：そのように対応する。

委員：休館日は12月29日から1月3日までとのことだが、他の祝日は開館しているとのことよいか。その場合、どのような職員体制となっているのか。

所管課：現状では、平日昼間は職員が、平日夜間や土日祝日は委託による警備での対応となっている。これは指定管理者からの提案で実施しているものである。

委員：委託の部分については施設管理委託料の中に含まれているということよいか。

所管課：そのとおりである。

委員：平日の昼間は何人体制となっているか。

所管課：職員2名と9時から15時まではパート職員1名の3名体制である。

委員：職員で夜通し勤務する者はいるのか。

所管課：夜間は警備員の対応となっている。

委員：他の施設の募集要項に「障害者や高齢者の雇用、住民の雇用の配慮」の記載があったが、農村環境改善センターの募集要項に記載がないのは理由があるか。

所管課：記載漏れであるため、修正する。

委員：夜間は警備員が常駐しているとのことであるが、機械警備を導入しない理由があれば教えてほしい。

所管課：現状では、機械警備にするための予算措置ができていないことが大きな理由である。予算がつき機械警備にした場合には委託料を含めた指定管理料を見直す。

委員長：他になければ、所管課で示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。

委員長：募集要項、仕様書について、所管課案のとおりとする。

(3) 採点方法について

事務局：募集要項にて定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に2～6を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを施設所管課と事務局で確認する。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とする。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。

委員長：何か意見はあるか。

委員：応募件数について、応募した法人に示しているのか。

事務局：示していない。

委員長：他にあるか。なければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

募集要項等の配布 7月18日～8月23日

応募者に対する現地説明会 8月6日 10時から正午

応募者からの質問受付 7月30日～8月10日

申請書受付 8月24日～9月4日

提案者によるプレゼンテーション 9月28日（指定管理者候補選定委員会）

以 上